

# 静岡県個人情報保護審査会答申概要

(令和4年度)

ページ

- 1 令和4年11月18日答申  
自己の通報に対し実施機関が作成した調査文書等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第47号）…………… 81
  
- 2 令和5年2月22日答申  
自己の通報に対し実施機関が作成した調査文書等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第48号）…………… 83

答 申 の 概 要

件 名	自己の通報に対し実施機関が作成した調査文書等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第47号）		
本件保有個人情報	請求1 審査請求人の申立て内容について、実施機関が弁護士相談を行った際に、顧問弁護士が作成した文書（文書不存在） 請求2 審査請求人の通報に対して調査した内容とその結果と意思決定プロセスが分かる文書（教職員倫理 110 番調査結果報告書）		
主な非開示理由	条例第 21 条第 3 項（文書不存在） 条例第 17 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和 4 年 6 月 27 日	答 申 年 月 日	令和 4 年 11 月 18 日
主な論点	請求1 実施機関が条例第 21 条第 3 項に該当し非開示とした決定は妥当か。 請求2 実施機関が条例第 17 条第 7 号に該当することを理由に開示しないこととしたことは妥当か。		
<p><b>審査会の結論</b> 実施機関の決定は妥当である。</p> <p><b>審査会の判断</b> 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報について条例第 21 条第 3 項に該当するとして開示しないこととし、本件請求 2 に係る文書 4（元校長からの聞き取り記録）については、元校長の電話番号は条例第 17 条第 3 号に、元校長の申立て内容は条例第 17 条第 7 号に該当するとして開示しないこととしている。 これに対し、審査請求人は、本件請求 1 に係る保有個人情報及び本件請求 2 に係る文書 4 の「(概要)」の部分（以下「本件非開示部分」という。）のみの開示を求めていることから、本件請求 1 に係る保有個人情報の保有の有無及び本件非開示部分の非開示情報該当性について判断することとする。</p> <p>(1) 本件請求 1 に係る保有個人情報の保有の有無について</p> <p>ア 本件請求 1 は、実施機関が審査請求人の人事異動に関する訴えに係る内容の弁護士相談に関して、顧問弁護士が作成した文書の開示を求めたものである。</p> <p>イ 実施機関は、審査請求人の人事異動に関する訴えに係る内容の弁護士相談を行ったが、弁護士相談においては、弁護士自らが文書を作成することはなく、その場での口頭による教授が通例であり、今回も弁護士自らは文書を作成しておらず、本件請求 1 に該当する保有個人情報は取得、保有していないと主張する。 これに対し、審査請求人は顧問弁護士が文書を作成したという根拠はないが、実施機関からのメールにおいて、開示された文書 3（顧問弁護士相談記録）に記載のない別見解を実施機関が顧問弁護士から聞いたという返答があったことから、本件請求 2 に係る文書 3 以外に顧問弁護士の見解が記載された文書が存在するはずであると主張する。</p> <p>ウ 当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、メールの内容は、実施機関が審査請求人の人事異動に係る訴えについて顧問弁護士に相談した際に、担当者が顧問弁護士から教示された判例等についてメモをとっており、メールはそのメモを元に記載したものであり、本件請求 1 に係る審査請求人の訴えに係る顧問弁護士が作成した文書は存在せず、保有していないとのことであった。</p> <p>エ 審査請求人からメール以外に本件請求 1 に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての具体的な主張はなく、実施機関による本件請求 1 に係る保有個人情報の有無及びメールの作成過程の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求 1 に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>オ したがって本件請求 1 については、条例第 21 条第 3 項の開示請求に係る保有個人情報を保有していないときに該当し、非開示としたことは妥当である。</p> <p>(2) 本件請求 2 に係る保有個人情報について</p> <p>ア 本件請求 2 に係る文書 4 について</p> <p>① 審査請求人の申立てに関して、実施機関の職員が元校長に対し聞き取り調査を行っており、その際に聞き取った内容を当該職員が記録したものである。審査請求人が開示を求めている本件非開示情報のほか、聞き取り調査を行った日時及び元校長の電話番号が記載されている。</p> <p>② 当審査会で本件非開示部分について見分したところ、実施機関による聞き取り調査に対し、元校長が話した内容が記載されていることが認められた。</p> <p>③ 審査請求人が提出した令和 3 年 9 月 28 日の面談記録によれば、当該面談において、実施機関の職員が</p>			

審査請求人に対し、元校長から聞き取った内容を伝えていることが認められた。これに対し、本件非開示部分は、元校長から聞き取った内容の概要が記載されているところ、両者の内容に実質的な齟齬は認められなかった。

イ 本件非開示部分の非開示情報該当性について

㉞ 教職員倫理110番制度において、通報に対し適切な措置を講じるためには、当該通報に係る関係者への聞き取り調査により得た情報も踏まえる必要があり、そのためには、聞き取り調査の対象者の任意の協力を得て、実施機関が当該事案に係る正確な事実の把握をすることが必要であると考えられる。

㉟ しかるに、本件非開示部分が開示されると、教職員倫理110番制度において、何らかの方法によって、任意の聞き取り調査に対し話した内容が開示されることが明らかになり、聞き取り調査の対象者が、当該事案の関係者からの批判等を恐れて、実施機関による聞き取り調査への協力が得られなかったり、協力したとしても、当該事案の事実関係について、当該事案の関係者いずれか一方が不利になる事実を実施機関に伝えないなど、実施機関が措置を判断するために必要な事実関係の把握が困難になることから、実施機関における教職員倫理110番制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

㊱ したがって、本件非開示部分は条例第17条第7号に該当し、非開示としたことは妥当である。

答 申 の 概 要

件名	自己の通報に対し実施機関が作成した調査文書等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第48号）		
本件保有個人情報	審査請求人の通報を受け、実施機関が行った調査等に係る記録内容		
主な訂正しない理由	審査請求人の求める内容に訂正することが利用目的の達成に必要なため。（条例第31条第2項）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和4年10月7日	答申年月日	令和5年2月22日
主な論点	<p>1 審査請求人が訂正を求めている実施機関が行った調査等に関する記述は、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。</p> <p>2 条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか。</p>		
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。		
審査会の判断	<p>当審査会は、本件審査請求について審査した結果、以下のとおり判断する。</p> <p>① 本件訂正請求について  本件訂正請求は、審査請求人が、本件対象保有個人情報のうち、別記3の表中「訂正を求める箇所」欄に記載した内容が事実でないとして、訂正を求めたものである。</p> <p>② 実施機関の訂正義務等について  ア 条例第28条第1項は、「何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めており、ここに「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいう。  イ また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でない判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張若しくは根拠の提示がない場合、又は当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないことになると考えられる。  以下、本件訂正請求について、条例第28条に基づく訂正対象情報該当性及び条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか否かを検討する。</p> <p>③ 文書1「教職員倫理110番調査結果報告」について  文書1について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、①教職員倫理110番に通報があった場合、対応の要・不要を問わず、当該事案の調査結果等を記録管理するために文書を作成している、②「教職員倫理110番 調査結果報告書」は、「受付番号」・「受付日時」・「受付手段」・「通報者（所属・職・氏名）」・「受付担当者」欄以外は任意項目であり、通報の案件に応じて、所属長に報告するために必要な内容を記載している、③文書1についても、審査請求人の通報に関して所属長に報告する際に、必要な内容を記載したとのことであった。  以下、文書1の上記の性質を踏まえて、別記3の通番ごとに判断する。</p> <p>ア 別記3の通番1について  「1 件名」欄には、「虚偽の申請報告」と記載されているところ、審査請求人は、「虚偽の申請報告」以外にも申し立てていることから、その他の事項についても、「1 件名」欄に追記することを求めている。  この点、実施機関に確認したところ、「1 件名」欄は、審査請求人から複数の項目について情報提供があったものの、報告に当たっては、主要なものを記載したとのことであった。  文書1の性質を踏まえると、実施機関の職員が、当該通報について所属長に報告する際の文書の件名として、複数ある項目のうち、どの項目を記載するかということについては、担当職員の職務上の権限内の行為として、評価・判断に含まれるものと解されることから、条例第28条第1項の規定に基づく訂</p>		

正請求の対象である「事実」に該当するとは認められない。

イ 別記3の通番2について

「2 通報対象者」欄には、審査請求人の通報において申立てのあった3名の名前が記載されているところ、審査請求人は、通報対象者が3名に絞られている経緯を記載するように求めている。

この点、実施機関に確認したところ、「2 通報対象者」欄には、審査請求人の通報において挙げられていた3名の名前を記載したとのことであった。

これらのことを踏まえると、別記3の通番2で訂正を求められている情報は、審査請求人の通報をもとに記載したものであることから、客観的に正誤が判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

しかし、「2 通報対象者」欄には、審査請求人が当該通報において、具体的に名前を挙げた3名の職員の名前が記載されていることから、「事実でない」とは認められず、また、そもそも「2 通報対象者」欄は、当該通報に係る対象者の記載箇所とされており、審査請求人の求める「経緯」の記載箇所とはされていないことから、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があるとき」とは認められない。

ウ 別記3の通番3について

「3 通報内容」欄には、「非違行為の隠蔽、黙認を行った」と記載されているところ、審査請求人は、別記3の通番1で追記を求めている内容に対する回答を追記するように求めている。

この点、実施機関に確認したところ、「3 通報内容」欄には、審査請求人の複数の申立て内容について端的に整理して、記載したとのことであった。

別記3の通番3で訂正を求められている情報は、審査請求人の通報をもとに記載されたものであることから、客観的に正誤が判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

しかし、そもそも「3 通報内容」欄は当該通報の内容の記載箇所とされており、審査請求人の求める「回答」の記載箇所とはされていないことから、条例第30条に基づく訂正義務を生じさせるものとは認められない。

エ 別記3の通番4から通番6までについて

「4 調査結果」欄の1行目から2行目には、「通報者は「2校5年」の異動ルールがハラスメントであると主張しているが、この件については義務教育課が既に対応し、人事管理であり適法であると回答している。(弁護士相談済み)」と記載されているところ、審査請求人は、事実と異なることから訂正するように求めている。

この点、実施機関に確認したところ、「4 調査結果」欄の1行目から2行目には、審査請求人の主張及び実施機関の対応を記載したとのことであった。

別記3の通番4から通番6までで訂正を求められている情報は、審査請求人の通報をもとに記載されたものであることから、客観的に正誤が判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

しかし、文書1の性質を踏まえると、別記3の通番4から通番6までで訂正を求められている情報は、実施機関の職員が、審査請求人の通報に係る調査結果を所属長に報告するに当たって、審査請求人の主張や調査内容について、報告すべきと判断した内容に絞って記載したり、簡潔な表現を用いたに過ぎず、記載されている事項が誤りであるとまではいえないことから、「事実でない」とは認められず、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があるとき」とは認められない。

オ 別記3の通番7について

「4 調査結果」欄の4行目には、「特定個人Aは任命権者が異なり調査不可能。」と記載されているところ、審査請求人は、実施機関が調査不可能であると結論づけた経緯と理由を追記するように求めている。

別記3の通番7で訂正を求められている情報は、通報対象者について調査不可能であると判断したことを記載したものであり、実施機関の職員の判断であることから、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当するとは認められない。

カ 別記3の通番8について

「4 調査結果」欄の5行目から6行目には、「通報者の特定個人Bに対する主張は、特定個人Bの対応に対する反論であると考えられることから調査は不要と判断する。」と記載されているところ、審査請求人は、審査請求人の通報対象者に対する主張に係る実施機関の見解について、事実と異なっていることから訂正するように求めている。

この点、実施機関に確認したところ、「4 調査結果」欄の5行目から6行目には、審査請求人の申立

てに対する考えと今後の対応について記載したとのことであった。

別記3の通番8で訂正を求められている情報は、審査請求人の通報に対する実施機関の職員の所感及び調査をしないこととした判断を記載したものであり、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当するとは認められない。

キ 別記3の通番9について

「【事実関係調査内容】」欄には「非違行為は確認できない。」と記載されているところ、審査請求人は、事実と異なっているため、「非違行為に該当する行為が確認できた」と記載するように求めている。

この点、実施機関に確認したところ、「【事実関係調査内容】」欄には、通報に対する調査結果等を踏まえた実施機関の対応を記載したとのことであった。

別記3の通番9で訂正を求められている情報は、実施機関が、審査請求人からの通報を受け、実施した調査等をもとに下した判断を記載したものであるから、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当するとは認められない。

ク 別記3の通番10について

別記3の通番10は、通番1から通番9までで訂正を求めた箇所について追記等の訂正が認められない場合に当該箇所全ての削除を求めるものであるが、通番1から通番9までについては、既にアからキまで、実施機関に条例に基づく訂正義務はないと判断したところである。

④ 文書3（特定年月日に実施機関が行った顧問弁護士への相談記録）について

文書3は、実施機関が相談した事項及び顧問弁護士の相談に対する回答が記載されているところ、審査請求人は、文書3に記載された実施機関が行った相談の内容及び顧問弁護士の回答が、事実と異なることから訂正するように求めている。

文書3について当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、①事務又は事業の遂行上で発生した法的な問題点について顧問弁護士へ相談した場合には、相談に係る文書を作成することとされている、②弁護士への相談に係る文書について所定の様式が指定されているわけではないが、相談内容及び顧問弁護士からの回答の概要を記載することとされている、③文書3についても、審査請求人の中立てに係る法的な問題点に関して、弁護士への相談内容及び顧問弁護士の回答の概要を記載したものであるとのことであった。

上記のことを踏まえると、別記3の通番11から通番19までで訂正を求められている情報は、発言内容等を記録したものであることから、客観的に正誤を判断できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

しかし、審査請求人の訂正請求書等に記載された内容を踏まえれば、審査請求人は文書3に記載された内容について、自らの主張の記載及び顧問弁護士からの回答の記載について審査請求人の認識に沿った内容に修正することを求めているものと解されるが、訂正請求の対象となるべき「事実」とは、文書3の記載事項の真偽や法的見解の当否ではなく、令和3年8月25日に実施機関が「① 教示いただきたいこと」欄に記載された事項を相談したこと及び顧問弁護士が「② 顧問弁護士からの回答」欄に記載された事項を回答したという事実であるところ、当審査会において文書3を見ても、記載された発言がなされたことが明らかに事実と異なると認めるに足る特段の事情があるとは認められなかった。

よって、「事実でない」とは認められず、訂正義務があるとは認められない。

したがって、いずれの請求も実施機関に条例第30条に基づく訂正義務があるとは認められない。

別記3 (略)